

令和4年3月17日

事業主様
健保事務担当者様

観光産業健康保険組合

健康保険組合からのお願い

届書の処理について

皆様からご提出いただいた各種届書につきましては、郵送分、窓口お預かり分ともに「受付順」で処理を行っておりますが、毎年3月下旬から4月は届書の提出が集中いたします。

このため、この時期は受付から処理完了までの期間を、1週間程度いただくことがございます。また、窓口にお越しいただいても被保険者証の即時交付等はできませんのでご了承願います。

被扶養者資格の確認と届出について

厚生労働省の指導の下、昨年11月から被扶養者資格の調査を実施しておりますが、確認書類の提出等につきまして、健保事務のご担当者や調査の対象となった方にはご協力を賜わり誠にありがとうございました。

なお、特別な事情により未だ審査が完了していない方がいる場合は、至急不足書類の提出または扶養削除の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

また、4月は被扶養者となっているお子様や配偶者の方が、就職するケースが多い時期となります。

就職や収入オーバー等により、被扶養者の資格基準を満たさなくなったときは、速やかに削除の手続きを取っていただきますようお願いいたします。

この届出が遅れますと、医療費の誤請求や納付金等の増額にもつながり、当組合が本来支払う必要のない支出が増えることとなりますので、被保険者の皆様方にご確認いただき、届出が遅れる事のないようお願いいたします。

● ●
ご不明な点がございましたら当組合業務課までお問い合わせください

観光産業健康保険組合 業務課 TEL 03 - 3662 - 3102